(三) 船舶の動力源に供する免税軽油の引取りを行った自衛隊の船舶の使用者が、我が国と我が国以外の締約国との間の物品又は役務の相互の提供に関する条約その他の国際約束で一定のものに基づき、当該引取りに係る軽油を当該締約国の軍隊の船舶の動力源に供するため譲渡する場合における課税免除の特例措置について、その適用期限を令和六年三月三一日まで延長することとした。（附則第一二条の二の七関係）

5

(一) 環境への負荷の低減に著しく資する自動車に対する環境性能割の非課税措置について、次のとおり対象を見直すこととした。（第一四九条関係）

(1) 電気自動車

(2) 次に掲げる天然ガス自動車

イ 車両総重量が三・五トン以下の天然ガス自動車のうち、平成三〇年一〇月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合するもの

ロ 平成二一年一〇月一日（車両総重量が三・五トンを超え一二トン以下の天然ガス自動車にあっては、平成二二年一〇月一日）以降に適用されるべきものとして定められた平成二一年天然ガス車基準（以下「平成二一年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の一〇分の九を超えない天然ガス自動車

(3) プラグインハイブリッド自動車

(4) 次に掲げるガソリン自動車（プラグインハイブリッド自動車を除く。）

イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

(イ) 次のいずれかに該当すること。

① 平成三〇年一〇月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成三〇年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三〇年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

② 平成一七年一〇月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成一七年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成一七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(ロ) エネルギーの使用の合理化等に関する法律に規定するエネルギー消費効率（以下「エネルギー消費効率」という。）が同法の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して定めるエネルギー消費効率（以下「基準エネルギー消費効率」という。）であって令和一二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下「令和一二年度基準エネルギー消費効率」という。）に一〇〇分の七五を乗じて得た数値以上であること。

(ハ) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であって令和二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下「令和二年度基準エネルギー消費効率」という。）以上であること。

ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

(イ) イ(イ)①又は②に該当すること。

(ロ) エネルギー消費効率が令和一二年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の八五を乗じて得た数値以上であること。

(ハ) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ハ 車両総重量が二・五トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもの

(イ) イ(イ)①又は②に該当すること。

(ロ) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一〇五を乗じて得た数値以上であること。

ニ 車両総重量が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(イ) イ(イ)①又は②に該当すること。

(ロ) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であって平成二七年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下「平成二七年度基準エネルギー消費効率」という。）に一〇〇分の一二五を乗じて得た数値以上であること。

ホ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(イ) イ(イ)①又は②に該当すること。

(ロ) エネルギー消費効率が平成二七年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一一五を乗じて得た数値以上であること。

ヘ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもの

(イ) 次のいずれかに該当すること。

① 平成三〇年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三〇年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えないこと。

② 平成一七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成一七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ロ) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ト 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(イ) ヘ(イ)①又は②に該当すること。

(ロ) エネルギー消費効率が平成二七年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一二〇を乗じて得た数値以上であること。

(5) 次に掲げる石油ガス自動車（プラグインハイブリッド自動車を除く。）

イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

(イ) 次のいずれかに該当すること。

① 平成三〇年一〇月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成三〇年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三〇年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

② 平成一七年一〇月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成一七年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成一七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(ロ) エネルギー消費効率が令和一二年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の七五を乗じて得た数値以上であること。

(ハ) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

(イ) イ(イ)①又は②に該当すること。

(ロ) エネルギー消費効率が令和一二年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の八五を乗じて得た数値以上であること。

(ハ) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

(6) 次に掲げる軽油自動車（プラグインハイブリッド自動車を除く。）

イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

(イ) 平成三〇年一〇月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成三〇年